

3 刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因について

3.1 刑事訴訟事件の審理期間の状況及び審理イメージ

本報告書Ⅲ1.3.1で見たとおり、否認事件の平均審理期間(8.9月)は、自白事件のそれ(2.7月)より長く(本報告書Ⅲ1.3.1【図16】参照)、審理期間が2年を超え3年以内の事件及び3年を超え5年以内の事件の8割以上は否認事件である(本報告書Ⅲ1.3.1【図17】参照)。

第1回報告書並びに本報告書Ⅲ1.3.2及び1.3.3によれば、①審理期間が長い事件ほど、また開廷回数が多い事件ほど、平均取調べ証人数が多くなること、②取調べ証人数が多い事件ほど、平均審理期間が長くなり、平均開廷回数が増加し、平均開廷間隔も長くなる傾向があること、③審理期間が長い事件ほど、証人尋問公判回数及び証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数が増えるほか、被告人質問公判回数も増加すること、などといった傾向が明らかになった。

そこで、以下では、審理期間が長期化する傾向がある否認事件に焦点を当て、刑事第一審訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因を検討することとするが、その前提として、否認事件全体(平均審理期間8.9月)の平均的な審理のイメージと、審理期間が2年を超えた事件(平均審理期間40.1月、以下「2年超事件」という。)の審理のイメージを概観することとする。

3.1.1 否認事件一般の審理の概要

(1) 否認事件の審理の概要

ア 刑事訴訟における公判手続の流れ

刑事第一審訴訟事件の審理は、人定質問(刑訴規則196条)に引き続き、①起訴状朗読(刑訴法291条1項)、②黙秘権等の告知(刑訴法291条2項、刑訴規則197条)、③被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述(刑訴法291条2項)、④検察官の冒頭陳述(刑訴法296条)、⑤検察官の証拠調べの請求(刑訴法298条1項、刑訴規則193条1項)、⑥検察官の証拠調べ請求に対する弁護人の意見(刑訴法320条1項、326条1項、刑訴規則190条2項参照)、⑦検察官請求の証拠の取調べ(刑訴法304条から307条まで参照)、⑧被告人・弁護人の立証(被告人質問を含む。)(刑訴法298条1項、304条から307条まで、311条参照)、⑨検察官の論告(求刑)(刑訴法293条1項)、⑩弁護人の弁論、被告人の最終陳述(刑訴法293条2項、刑訴規則211条)、⑪判決宣告(刑訴法342条)の順で行われる。

イ 否認事件における冒頭手続

否認事件では、③の被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述において、起訴状の公訴事実のうちどの部分を争うかが明らかにされる。殺人被告事件を例にとると、「被告人は起訴された犯罪事実の犯人ではない。」「被害者を刺したのではなく、もみ合ううちにはずみで包丁が刺さったのであり、殺意はなかった。」「被害者を刺したことは間違いないが、それは被害者が包丁を持って被告人を刺そうとしたことから身を守るためにやむなく行ったもので、正当防衛が成立する。」「犯行時被告人は統合失調症の影響により心神喪失状態にあった。」などといった主張がされ、審理の争点が明らかになる。

ウ 否認事件における証拠調べ手続－検察官の立証

被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述の内容いかんを問わず、検察官は、公訴事実全体につい

て立証責任を負い、⑤の証拠調べの請求において、検察官は公訴事実全体を立証するための証拠の取調べを請求する。検察官は、目撃者その他の者の捜査官に対する供述調書、捜査官が犯行現場の状況等を見分した結果を記載した実況見分調書や検証調書（写真、図面が添付されている。）、凶器（包丁、ナイフ等）、鑑定書（死因鑑定書、精神鑑定書等）、被告人の捜査官に対する供述調書等、書面の形の証拠（証拠書類）や証拠物を請求するのが通例である。

ところで、刑事訴訟法では、人の供述内容を証拠とする場合には、原則として公判期日における証言や被告人の供述によらなければならないが、同法が定める例外に当たる場合を除き、これに代えて供述調書等の証拠書類を証拠とすることはできないものとされている（刑訴法320条1項参照。いわゆる「伝聞法則」の採用。）。ただし、法律上、訴訟の相手方が証拠とすることに同意した証拠書類は証拠とすることが許容されるため（刑訴法326条1項）、実務では、検察官は、まず供述調書等の証拠書類の取調べを請求し、被告人・弁護人が同意しなかったものについて、その供述者等を証人等として取調べ請求するというのが通例である（証拠とすることに同意されたものは証拠書類として取調べが実施される。）。

否認事件では、⑥検察官の証拠調請求に対する弁護人の意見において、争点の内容に応じ、目撃者等の捜査官に対する供述調書、実況見分調書、鑑定書等の全部又は一部について、証拠とすることに同意しないと趣旨で「不同意」という意見が述べられることになる。

検察官は、同意されなかった証拠書類の関係で、その供述者等に対する証人尋問を請求することになる。証人尋問においては、弁護人は、証人の供述の信用性を争うため、証人に対する反対尋問を行う。

エ 否認事件における証拠調手続－被告人・弁護人の立証

検察官の立証が終了すると、⑧被告人・弁護人の立証に移る。弁護人は、必要に応じ、証拠調請求をするが、手続の内容は、検察官の場合と同様である。ただし、公訴事実の立証責任は検察官にあるから、弁護人の立証の目的は、検察官の立証では公訴事実の認定ができない、すなわち、裁判官に、公訴事実の存在に合理的な疑いを抱かせることである。

弁護人の立証段階では、被告人に対する質問が実施される場合が多い。被告人は、公判廷で供述する義務はないが、被告人が任意に供述する場合には、被告人に対する質問の形式をとるのが通例である。

(2) 否認事件の審理期間等の状況（【資料1】参照）

本報告書Ⅲ1.3.1で見たとおり、本件調査期間における否認事件全体の平均審理期間は8.9月（うち起訴後第1回公判期日までは2.0月）である。

平均開廷回数は7.0回（うち平均証人尋問公判回数2.2回^{*1}、平均被告人質問公判回数2.1回）であり、平均開廷間隔は1.3月である。

平均取調べ証人数は2.5人（証人1人当たりの尋問に要する公判期日等の回数は0.9回）であり、鑑定実施率は2.1%である。

(3) 否認事件の平均的な審理イメージ

上記の統計数値等を基に、否認事件の平均的な審理イメージを描くと、おおむね、以下のようなものになる。

ア 起訴後第1回公判期日まで

起訴後、検察官及び弁護人は、審理が迅速に行われるように、第1回公判期日までに事前準備を行う（刑訴規則178条の2）。公判前整理手続が導入される前の事前準備手続は、原則として検察官及び弁護人が自主的に争点整理を実施した上、証拠調べその他の審理に要する見込みの時間等裁判所が

*1 この項においては、平均証人尋問公判回数は、全否認事件又は全2年超事件を対象として算出した。

開廷回数を見通しを立てるに当たって必要な事項を裁判所に申し出るものとされる（刑訴規則178条の6）など、裁判所の関与は補充的な位置付けであった（刑訴規則178条の9、178条の10参照）。また、第1回公判期日前には証拠調請求をすることができなかったこともあり、この段階において証拠調べの全容が明確になっているというような事例は必ずしも多くなかった。ただし、重大事件等では、早い段階から裁判所、検察官及び弁護人の三者が打合せを重ね、可能な限り、請求予定証人数、その取調べの順序等についての計画が立てられることもなかったわけではない。

イ 第1回公判期日

第1回公判期日では、検察官が起訴状を朗読し、被告人が公訴事実の全部又は一部が事実と異なっている旨の陳述を行う。その後、検察官は証拠により証明すべき事実を明らかにするため冒頭陳述を行い、証拠書類等の証拠調べを請求する。

第1回公判期日において、いかなる段階まで手続が進行するかは事件により異なる。

ウ 第2回公判期日以降

公訴事実に関する立証責任は検察官にあり、否認事件では、弁護人は、検察官請求の証拠書類の全部又は一部について証拠とすることに同意しないのが通例である。そこで、証拠調手続では、検察官が証拠書類の取調べに代えて請求した証人や弁護人が請求した証人等に対する尋問が中心となることが多い。

証人尋問では、まず、尋問を請求した当事者による尋問（主尋問）が行われる。反対当事者による尋問（反対尋問）は、主尋問に引き続いて同じ期日に行われることもあるが、次回期日に実施されることもある。上記のとおり、否認事件の審理においては、2～3人の証人の尋問に2～3回の公判期日等を要するのが平均的である。また、被告人質問にも平均2～3回の公判期日を要している（ただし、この中には、相被告人（複数の被告人が併合審理されている場合において、ある被告人から見た他の被告人のことをいう。）に対してのみ質問が行われた期日や、短時間で終わる被告人質問も含まれている。）。また、証人尋問が行われた期日に被告人質問も行われることもある（この場合、それぞれ1回にカウントされるので、証人尋問及び被告人質問に要した公判期日等の回数は、統計上の証人尋問が実施された期日回数と被告人質問が実施された期日回数の合計より少ない可能性がある。）。第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔は1.2月である。

なお、本報告書Ⅲ1.6のとおり、本件調査期間における開廷時間の報告対象人員について見ると、公判期日等1回当たりの平均開廷時間は、合議否認事件で81.1分、単独否認事件55.3分となっている（本報告書Ⅲ1.6【図79】参照）。

エ 論告、弁論及び判決

証拠調べが終了すると、裁判所は、検察官・弁護人双方の意見を聴く（論告・弁論）。論告及び弁論は、同一期日に行われることが多いが、中には、論告が行われた次の期日に弁論が行われる場合もある。弁護人の弁論の後、被告人の最終陳述が行われ、審理は終結する。

その後、おおむね1か月から1か月半程度で判決が宣告されるが、宣告までにそれ以上の期間を要している場合もある。

3.1.2 2年超事件の審理の概要

(1) 2年超事件の審理の概要

ア 2年超事件の特色

本件調査期間において、審理期間が2年を超えた事件は0.3%（217人）にすぎないものの、この

ような事件には、重大事件など社会の耳目を集める事件も含まれており、司法制度改革審議会意見書でも、「…国民が注目する特異重大な事件にあつては、第一審の審理だけでも相当の長期間を要するものが珍しくなく、こうした刑事裁判の遅延は国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因ともなっている…」と指摘されている。

2年超事件は、その数が少なく、それぞれの事件が長期化した要因には事件固有のものが少なくない。検証検討会では、6つの審理パターン（パターン・アは争点が多数にわたり、証拠調べが多数回に及んだ事例（【資料3】）、パターン・イは争点は少ないが、その立証に多数の証拠が必要となった事例（【資料4】）、パターン・ウは鑑定等に期日を要した事例（【資料5】）、パターン・エは訴訟進行が円滑にいかなかった事例（【資料6】）、パターン・オは被告人多数のため審理に時間を要した事例（【資料7】）、パターン・カは事案が複雑な財政経済事件（【資料8】）を素材に、審理が長期化する要因等について意見交換が行われた。もとより、審理が長期化する要因には様々なものがあり、すべての2年超事件に通じる一般的な特徴を見いだすことは難しいが、以下においては、検証検討会において資料とされた6つの審理パターンに適宜言及しつつ、主として統計的数値に基づき、2年超事件の平均的な審理イメージを示すこととする。

(2) 2年超事件の審理期間等の状況（【資料2】参照）

2年超事件の平均審理期間は40.1月（うち起訴後第1回公判期日までは4.3月）である。

平均開廷回数は24.1回（うち証人尋問公判回数10.2回、被告人質問公判回数5.9回）であり、平均開廷間隔は1.7月となっている。

平均取調べ証人数は9.6人（証人1人当たりの尋問に要する公判期日等の回数は1.1回）であり、鑑定実施率は9.7%である。

(3) 2年超事件の平均的な審理イメージ

ア 起訴後第1回公判期日まで

起訴後第1回公判期日までの平均期間は、否認事件全体の倍以上の日数（平均4.3月）を要している。これには、多数の検察官請求予定証拠の整理・開示、弁護人による開示された証拠の閲覧、被告人との打合せを含む弁護方針の検討等、様々な事情が影響しているものと思われる。例えば、パターン・カでは、起訴の20日後と40日後の2回にわたり追起訴がされ、検察官請求の証拠書類は甲号証^{*2}だけでも400点以上に及んでおり、起訴後第1回公判期日まで150日間を要している。

イ 第1回公判期日

第1回公判期日において、いかなる段階まで手続が進行するかは事件により異なる。2年超事件においても、第1回公判期日において、証拠とすることに同意された検察官請求の証拠書類の取調べ、同意されなかった証拠書類に代わる証人尋問請求まで行われる例が少なくないと思われるが、事前準備が十分行われていない事件などでは、第1回公判期日では被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述までしか手続が進まないこともある（例えば、パターン・ア、パターン・イ、パターン・ウ及びパターン・エにおいては、第1回公判期日で証拠とすることに同意された検察官請求の証拠書類の取調べが行われているが、パターン・カにおいては、検察官の証拠調請求に対する弁護人の意見が第2回公判期日まで明らかにされず、証拠調べが開始されたのは第3回公判期日からである。）。

*2 裁判実務上、検察官が請求する証拠のうち、被告人の供述調書、前科関係書類、戸籍謄本等の身上関係書類を「乙号証」（「乙〇号証」というように番号を付して呼ぶ。）と呼び、これ以外の証拠（例えば、被害者の供述調書、実況見分調書、鑑定書、証拠物等）を「甲号証」と呼ぶことがある。実務上、甲号証の取調べが終了した後、乙号証を取り調べるのが通常である。特に、被告人の自白調書については、法律上、犯罪事実に関する他の証拠の取調べ終了後でなければ取調べを請求することができないとされている（刑訴法301条）。

ウ 第2回公判期日以降

前記のとおり、否認事件の証拠調手続では、検察官が証拠書類の取調べに代えて請求した証人や弁護人が請求した証人等に対する尋問が中心となることが多い。

前記のとおり、2年超事件の審理においては、9～10人の証人の尋問に10回程度の公判期日等を要するのが平均的である。平均取調べ証人数が9.6人、平均証人尋問公判回数が10.2回という統計データから明らかなおお、証人1人当たりの尋問期日回数が1回を超えており(1.1回)、主尋問と反対尋問が別の期日に行われているケースが一定数存在することがうかがわれる。被告人質問にも平均5～6回の公判期日を要しているが、証人尋問が行われた期日に被告人質問も行われることもあることは否認事件全体の場合と同様である。第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔は1.5月であり、否認事件全体に比べて0.3月長くなっている。

エ 論告、弁論及び判決

証拠調べが終了すると、論告及び弁論が行われる。弁論は、論告が行われた期日の次の期日に行われることも少なくない。パターン・イ、パターン・エ及びパターン・オでは、弁論は論告が行われた期日の次の期日に行われている。

弁論及び被告人の最終陳述の後、判決が宣告されるまでに数か月の期間を要することもある。パターン・オ及びパターン・カでは、最終陳述が行われて結審した約2か月後に判決が宣告されている。

3.2 審理期間と開廷回数及び開廷間隔との関係について

以下、刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因について考察する。

刑事訴訟事件の審理期間は、開廷回数（冒頭手続，証拠調手続，弁論手続又は判決宣告手続を行った公判期日の開廷回数のほか，証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含む。）と開廷間隔（本報告書では，受理から終局までの審理期間を開廷回数で除した計算上の数値である。）によって定まる。仮に開廷間隔が同じであれば，開廷回数が多くなると審理期間は長くなるし，逆に，開廷回数が同じであれば，開廷間隔が長くなると審理期間全体も長くなる。他方，開廷回数が多くなる場合でも，開廷間隔を短くすれば（例えば連日的開廷が行われた場合），審理期間はさほど長くならず済む。実際には，審理が長期化する事件においては，開廷回数と開廷間隔の両要因が複合的に作用している場合が多いと考えられる^{*3}。

*3 実務の経験からすると，様々な要因が複合的に作用して審理期間を長期化させている場合が多く，要因の一つが存在したからといって直ちに審理期間の長期化につながるわけではない。例えば，パターン・エは，外国人の被告人が，他の外国人及び日本人数名と共謀の上，外国人の被害者を監禁し，財布から現金，キャッシュカード等を強取した上，奪ったカードを利用して銀行のキャッシュコーナーから現金を窃取したこと及び単独での覚せい剤使用の犯罪事実で起訴され，被告人が覚せい剤使用以外の事実について否認した事案であるが，訴因が5個，争点が3点あったこと，全期日で法廷通訳を要したこと，取調べ証人数が6人に及んだこと（否認事件の平均は2.5人），証人1人当たりの尋問に平均で2期日を要したこと，被告人質問に8期日を要したこと，取調べを請求された証拠書類が150点以上に及んだことなどが複合的に作用して，審理期間が2年を超えることになったものと思われる。

3.3 審理期間に影響を及ぼす要因について

3.3.1 はじめに

前記のとおり、審理期間は開廷回数及び開廷間隔により定まるものであることから、審理期間を長期化させる要因とは、開廷回数を増加させ、あるいは開廷間隔を長くする要因ということになる。開廷回数を多くする要因としては、取調べ証人数、証人1人当たりの尋問時間（開廷回数）、被告人質問に要する時間（開廷回数）が主要なものである。また、開廷間隔を長くする要因としては、鑑定に時間を要してその間公判が開かれない場合、最終の追起訴が終了するまでの期間が長くなった場合等が挙げられる。これらの要因については、第1回報告書及び本報告書Ⅲ1.3.2などにおいて分析したとおり、統計数値上もある程度裏付けられているが、このほかにも、これを直接裏付ける統計データ等はないものの、実務経験上、開廷回数を増加させたり、開廷間隔を長くすると認識されている事情もある。本報告書では、審理期間を長期化させる要因をできるだけ多角的かつ複眼的なものにする観点から、これらの事情についてもできる限り列挙し、分析をすることとし、これらの事情を今後どのように裏付け、分析を深めるかについては、次回以降の検証の課題としたい。

3.3.2 開廷回数に影響を及ぼす要因

(1) 取調べ証人数

ア 取調べ証人数と審理期間との関係

取調べ証人数が多い事件ほど開廷回数が多くなり、審理期間が長くなる傾向がある（第1回報告書174頁【図16】、【図17】及び本報告書Ⅲ1.3.2【図33】、【図34】参照）。また、審理期間の長い事件ほど、取調べ証人数が増えるとともに、開廷回数に占める証人尋問公判回数の割合が増加し、特に、審理期間が2年を超える事件で急増している（本報告書Ⅲ1.3.2【図27】、【図31】参照）。

もっとも、取調べ証人数が多く、開廷回数が多い場合でも、開廷間隔が短ければ必ずしも審理期間が長期化するわけではない^{*4}。また、1回の公判期日等において複数の証人の尋問が行われれば、開廷回数の増加が抑えられ、審理期間もさほど長期化しないであろう^{*5}。

イ 取調べ証人数が多くなる要因

取調べ証人数が多くなる場合としては、訴因が多数の事件において、被告人側が事実関係を争い、検察官請求証拠の多くについてその取調べに同意しない場合がある（なお、証人数が増加するにしたがって否認率が高くなることについては、第1回報告書176頁【図19】参照）。例えば、被告人が多数の被害者に対して詐欺を行ったとして起訴された事例において、被告人が公訴事実を争う場合（例えば、被害者らから現金を受け取ったことは間違いないが、あくまで事業に対する出資金として集めたものであって、だましたわけではない旨主張する場合）には、検察官請求証拠のうち、被害者らの

*4 この点は、例えば、本件調査期間に終局した合議否認事件の第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔が、公判前整理手続に付されなかった事件（平均審理期間13.1月）では1.1月であるのに対し、同手続に付された事件（平均審理期間5.9月）では0.4月となっていることが注目される。

*5 この点も、上記の公判前整理手続に付された合議否認事件では、平均開廷回数は4.3回であり、同手続に付されなかった事件（9.7回）の半分以下であり、また、証人1人に要する公判期日等も0.6回であり、同手続に付されなかった事件（0.9回）を大きく下回っていることが注目される。

被害事実に関する供述調書等の多くについて、これを証拠とすることに同意しないことになる。この場合、検察官はこれら多数の被害者らの証人尋問を請求することになるため、取調べ証人数が多くなる。

また、訴因の数は少なくとも、事案が複雑であるために争点が多くなり、取調べ証人数が多くなる場合がある^{*6}。

(2) 証人1人当たりの尋問時間（開廷回数）

ア 証人1人当たりの尋問時間（開廷回数）と審理期間との関係

前記のとおり、平均的な否認事件では、証人1人当たりの尋問に要する公判期日等の平均開廷回数は0.9回であるのに対し、2年超事件では、その平均開廷回数は1.1回となっている^{*7}。証人1人当たりの尋問時間が長いことは、開廷回数を増加させ、審理期間を長期化させる要因となる。ただし、証人1人当たりの尋問時間が長くなり、開廷回数が増えても、開廷間隔が短ければ、必ずしも審理期間が長期化するわけではない。また、証人1人当たりの尋問時間が長くなっても、1回の期日当たりの尋問時間が長ければ、さほど開廷回数や審理期間は増加しないであろう。

イ 証人1人当たりの尋問時間（開廷回数）が多くなる要因

証人1人当たりの尋問時間が長くなる場合としては、例えば、1人の被害者に対して繰り返し詐欺を行ったとされる事案において、そのすべての事実と争いがあり、その被害者を証人として尋問するときなど、事案が複雑あるいは長期に及ぶものであるため、証人に対して尋問すべき事項が多岐にわたる場合などが挙げられる。

さらに、被告人又は証人が日本語に通じないため、尋問に通訳を要する場合にも、証人尋問に長時間を要することがある（通訳と開廷時間との関係については、後記3.4.4において改めて検討する。）。

(3) 被告人質問に要する時間（開廷回数）

ア 被告人質問に要する時間（開廷回数）と審理期間との関係

平均的な否認事件では、平均被告人質問公判回数は2.1回であり、半数以上（54.2%）の事件で、被告人質問が複数回実施されている（本報告書Ⅲ1.3.3【図38】参照）。また、2年超事件では、平均被告人質問公判回数は5.9回となっている（【資料2】参照）。

他方、被告人質問公判回数の多い事件ほど、審理期間が長くなっており、特に、被告人質問公判回数6回以上の事件では平均審理期間が急激に長くなっている（本報告書Ⅲ1.3.3【図40】参照）。もっとも、全開廷回数に占める被告人質問公判回数の割合を見ると、証人尋問公判回数の場合と異なり、審理期間が長い事件ほど、その割合が低くなっており（本報告書Ⅲ1.3.3【図39】参照）、被告人質問公判回数の増加の審理期間に対する影響は、証人尋問公判回数の増加ほどではない^{*8}。

イ 被告人質問に要する時間（開廷回数）が多くなる要因

被告人質問を実施する公判期日の開廷回数が多くなる例としては、共犯者多数の事件等において、複数の被告人が併合審理されたため、被告人質問に要する時間が長くなる場合や、被告人1人当たりの質問に要する時間が長い場合が考えられる。

後者の例としては、例えば、多数の被害者に対して詐欺を行ったとの訴因について、被告人がすべ

*6 例えば、パターン・アは、A車がB車に、B車が被告人車に、被告人車がC車に、C車がD車に追突したという多重追突事故における業務上過失致傷事件である。訴因は1つであるが、争点は4つあり、被告人車の同乗者、他の車両の運転者等証人12人が取り調べられている。

*7 審理パターンを見ても、審理期間が2年6月を超えたパターン・イでは10人の証人の取調べに16回の公判期日を要し、審理期間が2年を超えたパターン・エでは6人の証人の取調べに12回の公判期日を要している。

*8 審理パターンにおける被告人質問公判回数は、パターン・ア及びパターン・ウではそれぞれ4回、パターン・イ及びパターン・カではそれぞれ5回、パターン・エでは8回となっている。

ての事実を争う事案のように、訴因及び争点が多数ある場合や、目撃者、共犯者等の事件関係者が多数存在する事案において、それらの者の供述内容が証拠として提出され、それらの供述内容と被告人の言い分との整合性などを被告人に逐一質問する必要があるような場合が考えられる。

さらに、被告人が日本語に通じないため、被告人質問に通訳を要する場合にも、長時間を要することがある（通訳と開廷時間との関係については、後記3.4.4において改めて検討する。）。

3.3.3 開廷間隔に影響を及ぼす要因

(1) 鑑定

前記のとおり、否認事件における鑑定実施率は2.1%であるが、2年超事件では9.7%となっている。

否認事件について鑑定を実施した事件の平均審理期間は18.4月、平均開廷回数は10.5回、平均証人数は4.0人となっており、鑑定を実施しない事件の各数値（それぞれ8.6月、6.9回、2.5人）を大幅に上回っている（本報告書Ⅲ1.3.1【図22】、【図23】、【図25】参照）。この限りでは、前記3.3.2で見たところと共通の要因（事案複雑、争点多数等）が影響していると考えられるが、鑑定実施事件固有の要因としては、鑑定を実施する前提として、犯罪事実に関する事実以外の事実関係（例えば、日常生活状況、入院歴、治療状況等）に関する証人を取り調べたり、被告人質問を実施したりする場合があることなどが考えられる。

他方、鑑定を実施した事件の平均開廷間隔は1.8月であり、鑑定を実施しない事件（1.2月）を大きく上回っており（本報告書Ⅲ1.3.1【図24】参照）、開廷間隔が長いことも、その審理期間の長期化に影響を及ぼしている。

(2) 追起訴

追起訴とは、すでにある裁判所に起訴されている（この起訴を「本起訴」と呼ぶことがある。）被告人について、同一の裁判所に別の事件を追加して起訴することをいう。

前記のとおり、本件調査期間に終局した刑事通常第一審事件のうち追起訴のある事件の平均審理期間は4.5月、平均開廷回数は3.6回であり、追起訴のない事件（それぞれ2.6月、2.4回）を上回っている（本報告書Ⅲ1.4【図43】、【図45】参照）。また、本起訴から最後の追起訴終了までの期間が長い事件ほど、平均審理期間が長くなっている（本報告書Ⅲ1.4【図44】参照）。追起訴があると、必然的に訴因の数が増えることになる。そして、訴因が多数になれば、取調べ証人数、証人1人当たりの尋問に要する公判期日等の開廷回数、被告人質問に要する公判期日の開廷回数が多くなり、このことが、審理の長期化に影響している可能性もあると考えられる（この限りでは、前記3.3.2で見たところと共通の要因が影響していると考えられる。）。

他方、追起訴のある事件の平均開廷間隔は、受理から第1回公判期日まで（1.7月）、第1回公判期日から終局まで（0.8月）のいずれも、追起訴のない事件のそれ（それぞれ1.5月、0.5月）を上回っている（本報告書Ⅲ1.4【図46】参照）。そこで、追起訴のある事件では、開廷間隔が長くなることも、審理期間の長期化に影響を及ぼしている。

3.4 証人数、証人1人当たりの尋問時間（開廷回数）、被告人質問に要する時間（開廷回数）を増加させる要因

否認事件においても、争点が明確であったり、証拠関係が複雑でない場合には、争点及び証拠の整理の必要性は必ずしも高くなく、意識的にこれを行わなくても取調べ証人数が増えたり、証人尋問や被告人質問に要する時間が長くなるわけではない。

これに対し、重大な否認事件、例えば、訴因が多数ある事件、共犯者が多数存在する事件等では、争点及び証拠の整理が効果的に行われない場合には、争点を絞り切れないため、あるいは、争点の判断に必要な十分な証拠を厳選できないため、取調べ証人数が増えたり、証人1人当たりの尋問時間（開廷回数）や被告人質問に要する時間（開廷回数）が長くなり、審理期間が長くなる可能性がある。

このように争点及び証拠の整理が不十分なために証人数や証人尋問及び被告人質問の開廷回数が増加したかどうかを直接示す統計データは把握していない。

しかしながら、およそ刑事裁判の実務経験を有する者であれば、争点及び証拠の整理が不十分なために円滑で効率的な審理が妨げられ、審理期間が必要以上に長くなったと感じるような経験を有しているであろう。また、争点及び証拠の整理が不十分となることの背景となる制度的要因、訴訟関係人の意識、法曹三者の執務態勢や執務形態の制約等についても、その個別的な当てはめや評価はともかく、共通に認識されているものが少なくないと思われる。

そこで、以下、適宜、審理パターンにも言及しながら、これらの要因の検討をすることとする。

3.4.1 第1回公判期日前の効果的な争点整理（事前準備）の困難さ

公判前整理手続が導入される前の事前準備においては、早期に効果的な争点整理をするという点では、十分な機能を発揮していなかったと思われるが、それは、以下のような事情が複合的に影響していたものと思われる。

(1) 事前準備制度とその運用等

公判前整理手続が導入される前の事前準備手続は、原則として検察官及び弁護人が自主的に争点整理を実施するものとされ、裁判所の関与は補充的なものであり、特に、証拠整理については、第1回公判期日前には証拠調請求をすることが許されていなかった（平成17年改正前の刑訴規則188条ただし書）こともあり、十分機能していなかったといつてよい⁹⁾。

加えて、わが国の刑事訴訟においては、裁判官が公判前に起訴事件について一定の心証を抱くことのないようにする原則（予断排除の原則）が採用されている。条文上の根拠としては、例えば、刑訴法256条6項に、「起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない」旨規定されていること、公訴提起後第1回公判期日前の勾留に関する処分は受訴裁判所ではなく裁判官が行うこととされていること（刑訴法280条1項）等が挙げられる。予断排除の原則は、裁判官が心証を得る目的で証拠の内容を見ることを禁止するものであり、その目的いかんを問わず、裁判官が第1回公判期日前に起訴状に記載されている情報以外の情報に触れることを一切禁止するようなものではないというのが大方の理解だと思われる（このことは、公判前整理手続

⁹⁾ この点は、司法制度改革審議会意見書でも、「第一回公判期日前の争点整理に関する現行法令の規定は、当事者の打合せを促す程度のものにとどまり、実効性に乏しいことなどから、必ずしも十分に機能していない。」と指摘されていたところである。

導入後の刑事訴訟法の下においても、予断排除の原則に関連する上記の各規定はそのまま維持されていることからうかがわれるところである。)、第1回公判期日から充実した審理を行うためには、第1回公判期日前の事前準備において、当事者双方の主張・立証方針を前提として、審理計画を立てることが不可欠である。しかし、実務の現場においては、この予断排除の原則を必要以上に厳格に受け止め、当事者双方の主張を突き合わせて、争いのない事実関係を確認することすらためらわれるといった意識から、第1回公判期日前に十分な争点及び証拠の整理が行われない場合もあったのではないかとと思われる。

(2) 検察官請求予定証拠以外の手持ち証拠の開示

充実した争点整理を行うためには、十分な証拠開示が前提となる。この点、公判前整理手続が導入される前は、請求予定証拠以外の手持ち証拠の開示を検察官に義務付ける明文規定が存在せず、最高裁判所判例に基づき、証拠調べが開始された後の段階で裁判所の訴訟指揮権（刑訴法294条）に基づいて、限定的な場合に証拠開示命令が発せられるにとどまっていた。

そこで、弁護士が、検察官請求予定証拠以外の手持ち証拠の開示を求め、検察官がこれに応じない場合には、証拠開示の要否自体につき紛議が生じ、審理が止まってしまったり^{*10}、また、弁護士において、検察官が今後どのような証拠に基づきどのような主張をしてくるのか分からないとして、広範に事実関係を争い、効果的な争点整理ができないことがあった。

もっとも、実務上は、最高裁判所判例の基準に当たらないような場合であっても、個別事案の内容に応じ、検察官が任意に証拠を開示したり、裁判所が開示の勧告を行い、検察官もこれに応じて証拠を開示するといった柔軟な運用が行われている場合も多いが、弁護士がそれ以上の開示が不可欠であると主張し、議論が紛糾するような場合には、実効性のある争点整理の実施は困難となる。また、下記(3)と裏腹の関係であるが、検察官の証拠開示に対応して被告人側が自らの主張を明示するのではなく、検察官側から見れば、証拠隠滅のおそれ等の証拠開示のネガティブな面だけが残ることとなり、法律上義務付けられた範囲を超えて証拠を開示するインセンティブが感じられないということもあり得よう。

(3) 被告人・弁護人の主張が明らかにされない場合があること

被告人・弁護士が、主張を明らかにしなければ、争点の所在が明らかにならず、十分な争点整理は行い得ない。

従来、事案によっては、被告人・弁護士が、その主張を早期に明らかにすることに消極的となる場合もあったと思われる。その背景としては、公判前整理手続等が導入される前は、予定している主張を明らかにする法的義務がなく、制度上は、事案に応じ、自らの手の内を明らかにすることなく検察官立証全体を見てその弱点を突く戦術をとることも否定されていなかったこと、被告人・弁護士が主張を明らかにする前提として検察官から十分な証拠開示を受けられる制度的保障が存しなかったことが影響していたのではないかとと思われる。

また、種々の理由により、弁護士が被告人と十分な意思疎通を図ることができず、そのために主張を明らかにできないという場合も考えられる。

*10 司法制度改革審議会意見書でも、「検察官の取調べ請求予定外の証拠の被告人・弁護士側への開示については、これまで、最高裁判例の基準に従った運用がなされてきたが、その基準の内容や開示のためのルールが必ずしも明確でなかったこともあって、開示の要否をめぐる紛糾することがあり、円滑な審理を阻害する要因の一つになっていた。」と指摘されている。

3.4.2 立証対象の性質に由来する立証又は判断の困難さ

(1) 多数の状況証拠により犯罪事実、犯意等を立証すべき場合

目撃者や犯人との結び付きが明らかとなるような物証等、犯罪事実や被告人の犯人性を直接示すような証拠（直接証拠）のない殺人事件等においては、検察官は、被告人が犯人であることを推認させるような多数の間接事実（状況証拠）を積み上げることにより、被告人の有罪を立証しようとするようになる。そのような事件では、被告人・弁護人は、被告人以外の者の供述調書その他の証拠書類の多くの取調べに同意しないことが少なくなく、検察官は、供述者の証人尋問を請求することになる。

このような証拠構造の事件においては、証拠整理の段階で、個々の証拠が立証命題との関係で持つ関連性の程度や重みを的確に判断することが困難なため、必要にして十分な証拠の範囲の判断や尋問事項の絞り込みを的確に行うことが困難な場合も少なくない。その結果、取り調べる証人の数が増加し、また、証人の尋問に当たっても、各証言が犯罪事実の関係でどのような意味を持つかを推し量りかね、尋問が細部に及び、尋問時間が長くなる可能性がある。

(2) 被告人の供述の任意性が争点となる場合

被告人の捜査段階の供述の任意性^{*11}が争われた場合に、必ず審理が長期化するというわけではなく、任意性が争われても、被告人質問を実施するだけで供述の任意性が問題なく認められることも少なくない。しかし、被告人の捜査段階の供述の任意性に関する証拠調べに時間を要し、審理が長期化した事例も存在する^{*12}。

被告人の捜査段階の供述の任意性を巡る審理においては、被告人・弁護人から、被告人の供述の任意性に疑いを抱かせる具体的な事情（取調べ中に暴行が加えられた、連日長時間にわたる取調べがされた、自白すれば不起訴処分にしたり釈放したりするといった利益誘導がされた等）が主張され、まず、被告人質問が実施されるのが通例であり、上記のとおり被告人質問だけで、被告人の供述の任意性に疑いがないと判断される場合もある。他方、被告人質問だけで任意性に疑いがないと判断されない場合は、被告人の供述等で指摘された事情がなかったことを立証するため、検察官において、取調べの状況を記録した書面その他の取調べ状況に関する資料（取調べ時間を推認させる留置人出入簿、取調べ状況一覧表等）を提出したり、被告人の取調べに当たった捜査官等を証人として申請するケースが多い。

被告人の捜査段階の供述の任意性を巡る審理では、捜査官の証言内容と被告人の供述内容とが全く食い違うことが少なくない。その場合、取調べの状況を客観的かつ端的に証明できる証拠方法がないため、その供述の信用性を判断する必要上、捜査官に対し、取調べの際の捜査官や被告人の言動等について詳

*11 被告人が、捜査段階では犯罪事実を認め、その旨の供述調書が作成されたものの、公判廷では犯罪事実を否認し、犯罪事実を認めた捜査段階の供述は任意にされたものではないと争った場合、被告人の捜査段階における供述が任意にされたことが立証されなければ、これを証拠とすることができない（刑訴法319条1項、322条1項）。供述が任意にされたことの立証責任も検察官が負う。そこで、上記のような場合、検察官は、被告人の捜査段階における供述の任意性を立証することが必要になる。

*12 例えば、パターン・オは、被告人Aと、その経営する会社の従業員である被告人B及び被告人Cが共謀の上、公共工事をAの経営する会社に有利な金額で落札させようとして、Cが公務員である被告人Dと通じて、Dから工事の設計金額を聞き出し、工事の予定価格に極めて近い金額で入札したとして起訴された事例である。被告人らが、捜査段階でいずれも犯罪事実を認め、その旨の供述調書が作成されたが、公判で、被告人A、B及びCは、当初公訴事実を認めていたものの、その後、公訴事実を争うに至り、被告人Dは当初から公訴事実を認めず、結局、全被告人が捜査段階でなされた犯罪事実を認める旨の供述は任意にされたものではないと主張したため、被告人らの捜査段階の供述の任意性・信用性が主な争点となった。任意性立証のため、被告人質問のほか、被告人4名の取調べ担当警察官4名に対して合計8期日にわたって証人尋問が実施されている。否認事件の平均開廷間隔は1.3月であるが、パターン・オにおいては、被告人ABCに係る事件の平均開廷間隔は、1.6月を上回っている。

細な尋問が行われ、開廷回数が多くなることもある。また、被告人質問においても、取調べの際の捜査官や被告人の言動、当時の被告人の心境等について詳細な質問が行われ、捜査段階の取調べが長期間にわたった事案や、被告人が複数である事案等では、被告人質問が長時間にわたり、開廷回数が多くなることもあるし、捜査官の証人尋問を受けて、改めて被告人質問が行われ、開廷回数が増加することもある。

3.4.3 証人尋問の在り方

刑事訴訟法は、公判中心主義、連日的開廷による集中審理を想定しており、これらの理念からすれば、反対尋問は、本来、主尋問終了後直ちに行われるべきものである。刑訴規則199条の4第2項も、「反対尋問は、…主尋問終了後直ちに行わなければならない」と規定している。しかしながら、実務においては、主尋問終了後、公判調書（主尋問の内容を逐語的に記録した速記録又は録音反訳が含まれている。）が完成し、その内容を確認してからでないと反対尋問ができないなどと主張され、裁判所もそのような主張をいれてしまうことがある。このような場合には、1人の証人に対する尋問が複数の期日にわたり、開廷回数が多くなり、審理の長期化につながる可能性がある。

また、反対尋問者が証人の供述の信用性を減殺するような内容（前にした供述と異なる内容、不合理な内容など）の供述を引き出したいと期待のもとに、詳細な尋問をする場合には、尋問時間が長くなり、場合によっては、主尋問が1回の公判期日で終わっているのに、反対尋問のみ複数の公判期日にわたって続けられることがある。さらに、反対尋問者が、捜査段階で作成された供述調書等との間の微妙な揺れや細かなニュアンスの差を取り上げて公判供述の信用性を弾劾しようとする場合にも、詳細で時間のかかる尋問になりがちである。このような場合にも、開廷回数が多くなって、審理が長期化することがあるのではないかと思われる。

以上のような尋問がされるのは、多くの場合、実効性のある争点及び証拠の整理が行われず、あるいは証人尋問の準備が不十分であることが影響しているものと考えられる。

また、より本質的な背景として、裁判所や当事者が、期日外に、公判調書その他の訴訟記録を精査した上で審理に臨み、証人の供述の微妙な揺れや細かいニュアンスの違いまで意識した尋問や判断を行うという審理の在り方（前記の「精密司法」と呼ばれることもある審理の一場面とも言える。）が影響している事案もあるのではないかと思われる。

さらに、裁判所が、証人尋問に際し、適切な訴訟指揮を行わず、関連性の明らかな尋問（刑訴規則199条の14参照）を許した場合には、尋問が際限なく続き、開廷回数が増加することになる。このような意味では、当事者の尋問の在り方は、裁判所の訴訟指揮の在り方と表裏の問題であるということが出来る。

3.4.4 通訳

被告人や証人が日本語に通じない者等である場合には、適正な裁判を実現するために、証人尋問や被告人質問に通訳を介する必要がある（刑訴法175条、176条）。

要通訳事件では、質問、その通訳、質問に対する証言（供述）、その通訳という流れで証人尋問や被告人質問が進行するため、尋問等の時間が長くなり、尋問事項等が多岐にわたる場合には、複数の公判期日等を要することもある。特に、日本語に通じない外国人が被告人である場合で、多数の間接事実の積み重ねや関係者間のやりとりの微妙なニュアンス等により共謀の有無を立証する必要があるような事案では、言語の構

造や語い、背景となる文化の相違等も相まって、正確な通訳を期するため更に時間を要する場合もある^{*13}。

なお、通訳を要する場合であっても、同時通訳が行われれば、尋問時間の増加を一定程度抑えることができるが、現在、刑事事件の審理において、同時通訳は行われておらず、同時通訳のための設備も設置されていない。これは、通訳を要する言語が極めて多岐にわたっている現状において、多くの言語について、正確な同時通訳を行い得るだけの高度な語学力、知識、経験を持った通訳人を確保することは事実上困難であること、同時通訳を用いた場合、通訳の正確性等を即時にチェックするための方策が十分確保されているとはいえないこと等の事情によるものであり、当面、通訳による開廷時間の増加は避け難いところである。

その他、通訳を要する事件では、通訳人の都合も考慮して期日を指定する必要があるところ、言語によっては通訳人の数が十分でなく、そのために通常よりも開廷間隔が長くなってしまうこともある。

*13 例えば、パターン・エは、被告人が外国人であるために全公判期日で法廷通訳を要した事例であるが、6名の証人の尋問に12回の公判期日を、被告人質問に8回の公判期日を要している。

3.5 開廷間隔を長くする要因

3.5.1 鑑定に要する期間

まず、鑑定自体に時間を要するために、開廷間隔が長くなる場合があることが挙げられる（ただし、民事訴訟事件と異なり、鑑定自体に要する期間に関する統計データは把握していない。）。鑑定事項が複雑困難であれば、鑑定に要する期間も長くなることもある。

また、すでに鑑定を実施した事項について再鑑定を実施すれば、最初の鑑定と再鑑定に要した期間の合計は長期間に及ぶことが少なくない（再鑑定が実施される例としては、証拠調べの結果、最初の鑑定が前提としていた事実関係に変化が生じたような場合や、極刑の求刑が予想されるような重大事件において責任能力の判断に慎重を期する場合などが考えられる。）。

さらに、特定の鑑定人に複数の案件が集中するなどの事情がある場合には、鑑定人の繁忙により、鑑定自体に時間を要することがある^{*14}。

このほか、鑑定人の選任に時間を要する場合もある^{*15*16}。

3.5.2 追起訴

(1) 追起訴が行われる理由

刑法は、同一犯人が複数の犯罪行為を犯した場合は、これを併合罪として、その複数の犯罪事実に対して1個の刑を言い渡すこととしている（刑法45条前段。ただし、複数の犯罪事実の間に、禁錮以上の刑に処する確定裁判がある場合には、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪だけが併合罪となる。同条後段。）。5件の窃盗罪について懲役刑に処すべき場合を例にとると、5件すべてを一括して審理（併合審判）し、併合罪として1個の刑を言い渡す場合の刑は、窃盗罪について定められた懲役刑の法定刑（10年以下）の上限の1.5倍である15年を上限とする刑期の範囲内で1個の懲役刑を言い渡すことになる^{*17}。

そこで、本起訴がされた被告人について、捜査機関が別の犯罪事実（余罪）を認知している場合には、これらについても捜査を遂げて追起訴をし、併合罪として一括審理を求めるのが通例であり、被告人が犯罪事実を認めているような場合などでは、被告人側も、併合の利益を考慮し、追起訴による併合審理を望む場合もある。

*14 パターン・ウは、再鑑定が実施された上、鑑定に2年以上を要している。これほど長期間を要する例は実務上まれであり、鑑定人の病気等の特殊な事情が生じている可能性もある。鑑定期間の大半で公判が開かれなかったため、第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔も82.7日（2.8月）と極めて長くなっている。

*15 例えば、精神鑑定を実施する場合に、その裁判所の管内に鑑定人の適任者が少なく、適任者についても、多忙である、鑑定事項との関係で当事者が難色を示す等の事情があって鑑定人に選任することができない場合には、他の裁判所の管内の精神科医の中から鑑定人候補者を見つけるまでに一定の時間を要することになる。

*16 なお、パターン・ウにおける鑑定決定から鑑定人選任までの期間は、最初の鑑定で50日、再鑑定で30日であった。

*17 実務上、有期懲役に処すべき場合、併合罪として1個の刑の言渡しをする方が、各別に刑の言渡しをする場合の刑期の合計と比べ、被告人にとって有利であるのが通例である（ただし、複数の殺人罪を犯した場合のように、有期懲役刑のほかに死刑、無期懲役刑が法定刑に含まれている場合には、各別に刑を言い渡す場合より、刑の種類が変わり、被告人にとって重くなることもある。）。

(2) 追起訴のある事件で開廷間隔が長くなる理由

本起訴の時点で近く追起訴が行われることが判明している場合には、本起訴事件と追起訴事件とを最初から一括審理するため、追起訴とそれに対する被告人側の準備に要する期間を考慮して第1回公判期日を指定することがある^{*18}。この場合は、本起訴から第1回公判期日までの間隔が、追起訴のない場合より長くなるのが通常である（前記のとおり、追起訴のある事件は、受理から第1回公判期日までの期間が追起訴のない事件より長くなっている。）。

他方、追起訴に時間を要する場合等には、まずは、本起訴の審理を行うために公判期日が開かれ、その後、追起訴が行われるのを待ってそれ以降の公判期日が開かれることもある。被告人が多数の犯行を重ねている場合には、追起訴が数次に分けて行われ、すべての追起訴が完了するまで数か月、場合によっては1年以上を要することもある。このような場合に、追起訴待ちの期間が長ければ、平均開廷間隔が長くなる可能性がある（前記のとおり、追起訴のある事件の第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔が、追起訴のない事件のそれよりも長くなっている。）。

3.5.3 裁判所、検察官及び弁護人の執務態勢、執務形態等

従来も、法制度上は、開廷回数が複数にわたる場合、できる限り連日的に開廷すべきものとされていた（平成17年改正前の刑訴規則179条の2第1項）が、公職選挙法違反事件のいわゆる百日裁判事件を除き、3週間から1か月程度の間隔を空けて期日を指定するといった運用が多く、2年超事件の第1回公判期日から判決までの平均開廷間隔は1.5月となっている。

このような期日指定の在り方は、複数の事件を同時進行的に審理することを可能とし、多数の新受事件の第1回公判期日を比較的早期に開くことができるというメリットがある反面、多数回の公判を開く必要のある事件の審理期間が長期化するというデメリットもあるが、このような審理慣行が定着するのに応じ、裁判所、検察官、弁護士も、これを前提とした執務態勢や執務形態を確立してきた。その結果、事前準備や期日間準備の制度が必ずしも効果的なものでないことも相まって、裁判所、検察官、弁護人の間に、事前準備は最小限のものを行った上で第1回公判期日を迎え、実質的な争点整理が必要であれば、第1回公判期日以後にこれを行い、各期日の間に証人尋問等の準備や記録の検討を行いながら審理を進めるという審理形態をいけば標準的な運用とするような共通認識が形成されていたことは否定できないように思われる。

このような三者の執務スタイルを変えることなく、開廷間隔を短くし、1回の開廷時間を多く取った集中審理を行うことは、他の手持ち事件の処理、記録検討や証人尋問の準備等に支障をきたすため、相当の無理をしなければ対応できないということになる可能性があるであろう^{*19}。

*18 パターン・カでは、本起訴の20日後と40日後の2回にわたり追起訴が行われ、訴因は合計で8個（いずれも否認）となった。事案が複雑で、かつ、証拠の数も多い事件であったこともあってか、第1回公判期日は本起訴の150日後に開かれている。また、パターン・エでは、本起訴（否認）の40日後に追起訴（自白）を行い、本起訴の70日後に第1回公判期日が開かれている。

*19 この点については、司法制度改革審議会意見書においても、「基本的な方向は、真に争いのある事件につき、当事者の十分な事前準備を前提に、集中審理（連日的開廷）により、裁判所の適切な訴訟指揮の下で、明確化された争点を中心に当事者が活発な主張立証活動を行い、効率的かつ効果的な公判審理の実現を図ること、そのための人的体制の整備及び手続の見直しを行うことである。」と指摘されている。

3.5.4 裁判官、検察官及び弁護人の交替

裁判官及び検察官は、ほぼ定期的に異動しており、異動直後には、引継ぎ事件の記録検討等のため公判期日を開くことができず、その分、開廷間隔が長くなることがある。

弁護人には定期異動はないが、弁護人の辞任又は解任があった場合、新たな弁護人を選任するまでの期間、新たに選任された弁護人による訴訟記録の検討や被告人と打合せに要する期間は公判期日を開くことができず、開廷間隔が長くなる^{*20}。

*20 パターン・エは、外国人の被告人が監禁、強盗致傷、窃盗及び覚せい剤取締法違反の訴因で起訴された事例であるが、第20回公判期日後に被告人が私選弁護人を解任し、新たな弁護人が選任されるまでに期間を要したことなどから、第20回公判期日と第21回公判期日との間隔が100日間空いている（なお、この事件は刑訴法289条により、弁護人がなければ開廷することのできない事件である。）。

3.6 刑事裁判に関する新たな制度の実施等と審理期間

3.6.1 刑事司法改革の概要

刑事司法の分野では、近年、裁判員制度の導入を初めとする大規模な改革が進行している。これらの改革、とりわけ裁判員制度の導入は、準備段階である現時点において、既に、裁判所、検察官及び弁護人の意識や姿勢に大きな変革をもたらしつつある。また、裁判員制度と同時に立法化された公判前整理手続は、裁判員制度に先立って既に施行され、裁判員制度の施行に向けた準備活動（とりわけ全国的な規模で実施されている模擬裁判）と連動して、第1回公判期日前における事前準備の在り方、具体的には、検察官手持証拠の開示の在り方、争点及び証拠の整理の在り方、さらには証拠調べその他の公判審理の在り方に至るまで、これまでの刑事裁判の運用を大きく変えつつあるように思われる。さらに、被疑者弁護を含む公的弁護に関する規定の整備や日本司法支援センター（法テラス）の設立は、弁護態勢のみならず、個々の弁護人の訴訟活動、意識や姿勢にも変化をもたらす可能性がある。これらの要因はいずれ刑事裁判の審理期間に大きな影響を与えるであろう。

そこで、最後に、これらの新制度が審理期間あるいは長期化要因に影響を及ぼす可能性について概観しておくこととするが、裁判員制度ははまだ施行されていない上、本報告書Ⅲ1.5.1で述べたとおり、公判前整理手続が導入されて間がなく、いまだ十分なデータの集積があるわけではないことから、同手続の導入が審理期間に与える影響について本格的な分析を行うことは時期尚早と思われる。したがって、今回は、これら新制度が刑事裁判の審理期間にどのような影響を及ぼす可能性があるか、現時点における見通しを概観するにとどめたい。

3.6.2 裁判員制度

裁判員制度は、平成21年5月までに施行される予定であり、現在、その施行に向けた準備が全国的な規模で進められている。全国各地で法曹三者による模擬裁判が延べ150回以上実施され、分かりやすい迅速な審理を実現する必要があるという一般論については、異論を見ない状況になっている。もう少し具体的に述べれば、裁判員裁判においては、裁判員が、判断を求められている事柄（起訴された事実につき有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑を科すのが適当か）について、証拠を踏まえた適切な判断ができるよう、争点に集中した分かりやすい審理を行う必要がある。また、これまで職業裁判官が行ってきたように公判期日外に証拠書類を読み込んで心証を形成するようなことは実際上困難であるから、当事者には、公判廷において心証を形成できるような分かりやすい訴訟活動（弁論、立証活動）が求められることになるし、証拠の総量を減らすこと（証拠の厳選、刑訴規則189条の2）も重要な課題である。さらに、裁判員の負担をできるだけ軽減するという観点から、文字通り連日的開廷による集中審理（刑訴法281条の6第1項）を行う要請が格段に高まることになる。

これらは、いずれも審理の長期化要因と密接に関係しており、裁判員制度の施行が、刑事裁判の審理期間に影響を及ぼすことは明らかであると思われる。とりわけ、この制度が、裁判所及び当事者の意識や姿勢に与える影響は甚大であり、その変化は、いずれ裁判員制度の対象外の事件の審理にも波及していくことが予想される。

3.6.3 公判前整理手続

公判前整理手続に関する刑訴法の規定は、平成17年11月1日から施行され、公判前整理手続に付された事件の終局人員は、平成19年3月31日までに536人を数えている（そのうち本件調査期間に終局したのは336人である。）。

公判前整理手続においては、裁判所が、第1回公判期日前に、当事者双方とひぎをつき合わせて、事件の争点を整理するとともに、当事者双方に証拠調請求をさせ、立証趣旨や尋問事項を明らかにさせた上で、証拠調べ決定まで行うことになる（刑訴法316条の5）。また、その前提として、公判前整理手続に付された事件については、一定の要件の下で、検察官が請求を予定していない証拠についても開示されることとなった（刑訴法316条の15、316条の20）。その反面、被告人側も、検察官から証明予定事実を記載した書面の送付を受け、かつ、法律上開示すべき証拠の開示を受けた場合において、公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官にこれを明らかにしなければならないこととされた（刑訴法316条の17第1項）。

前記3.4.1のとおり、従前の事前準備については、制度上、当事者の打合せを促す程度の規定しかなく、第1回公判期日前の証拠調請求をすることができない等の制約があったこと、予断排除原則を必要以上に厳格に受け止め、実効的な争点整理や証拠整理の妨げとなる場合もあったこと、効果的な証拠開示制度がなかったことなどから、争点及び証拠の整理という点では十分に機能していなかった。しかし、公判前整理手続の下では、これらの問題の多くが解消され、少なくとも制度面では、従来に比べ、第1回公判期日前の争点整理や証拠整理を十分に行うための体制が格段に整備されたと言える。

そして、公判前整理手続に付され、本件調査期間に終局した事件の状況を見ても、いまだ過渡期のものではあるが、既に連日的開廷あるいはこれに準じた集中的な審理が実践されていることがうかがわれる。この点は、いまだ過渡期の運用下のものであるが、前記の平均審理期間、開廷回数、開廷間隔、証人1人当たりの尋問に要する開廷回数、公判期日等1回当たりの開廷時間に関するデータにも、かなり明確に表れている（本報告書Ⅲ1.5.1及び1.6参照）。

3.6.4 新たな制度における弁護態勢の整備と日本司法支援センターの設立

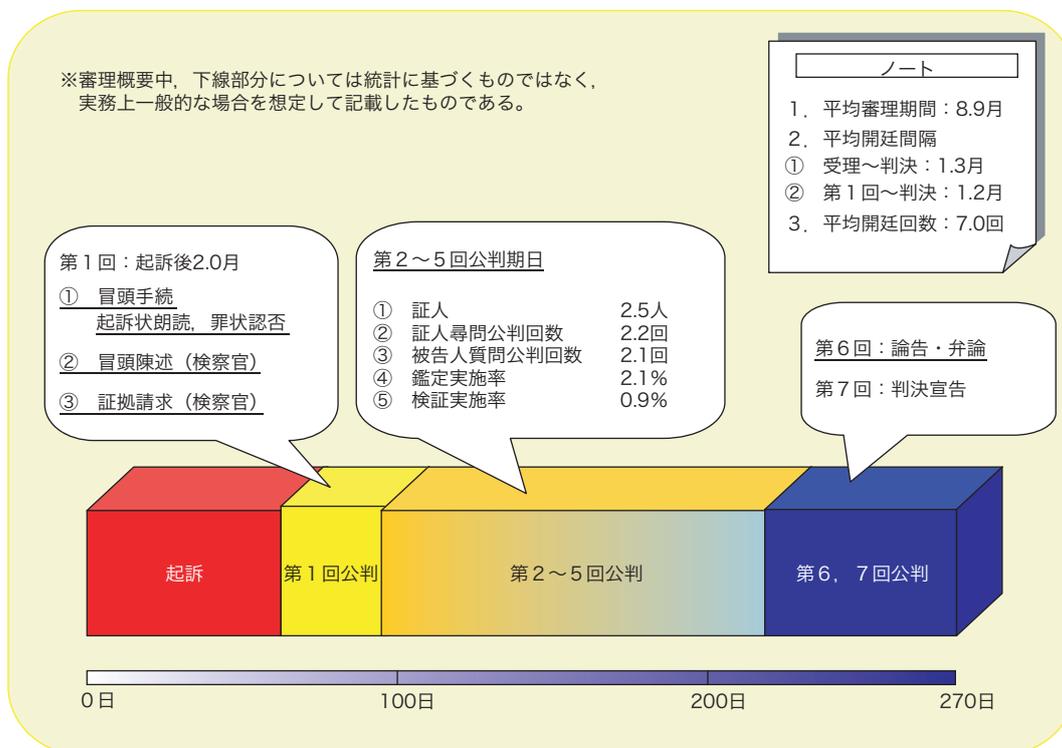
前記のとおり、公判前整理手続等の導入により、刑事訴訟事件の長期化要因が変化していく可能性があると思われるところ、これらの制度が所期の効果を上げるためには、これに対応できるような裁判所及び検察庁の執務態勢の整備が必要であることは当然である。また、一定期間公判前整理手続に集中し、第1回公判期日後は連日的な開廷に対応できるような弁護態勢の確立が不可欠の前提となる^{*21}。例えば、公判前整理手続等の導入により、検察官手持ち証拠の開示の範囲は大幅に拡大されたが、弁護人において、検察官から開示された証拠を迅速かつ的確に検討し、効果的な防御方針を立てられるような態勢を確立しなければ、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うための前提となるような争点及び証拠の整理は行い得ないのではないかと思われる。

*21 司法制度改革審議会意見書も、連日的開廷による充実かつ集中した審理を実現するためには、「弁護人が個々の刑事事件に専従できるような体制を確立するために、(i)後述する公的弁護制度を確立し、常勤の弁護士等が刑事事件を専門に取り扱うことができるような体制を整備し、(ii)私選弁護についても、法律事務所の法人化等により、弁護士の業務態勢の組織化、専門化を進めていくことが不可欠である。」とし、さらに、「これに併せて、裁判所、検察庁の人的体制の充実・強化…も行うことが必要である。」としている。

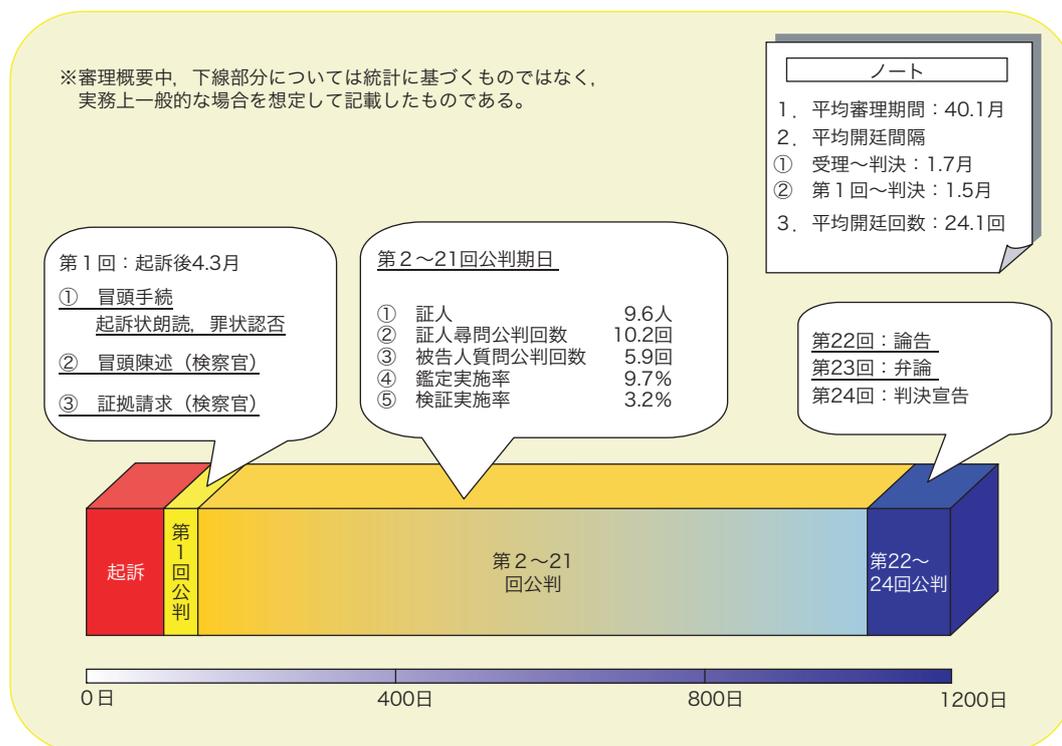
Ⅲ 刑事訴訟事件に関する分析

今後の刑事弁護態勢，とりわけ公的弁護態勢については，平成18年4月に設立され，同年10月から業務を開始した日本司法支援センターの果たす役割が大きくなり，勤務弁護士の確保等による同センターの体制の充実が重要なことは当然であるが，これを実質的に支える各地の弁護士会の刑事弁護態勢を充実させることが喫緊の課題といえよう。

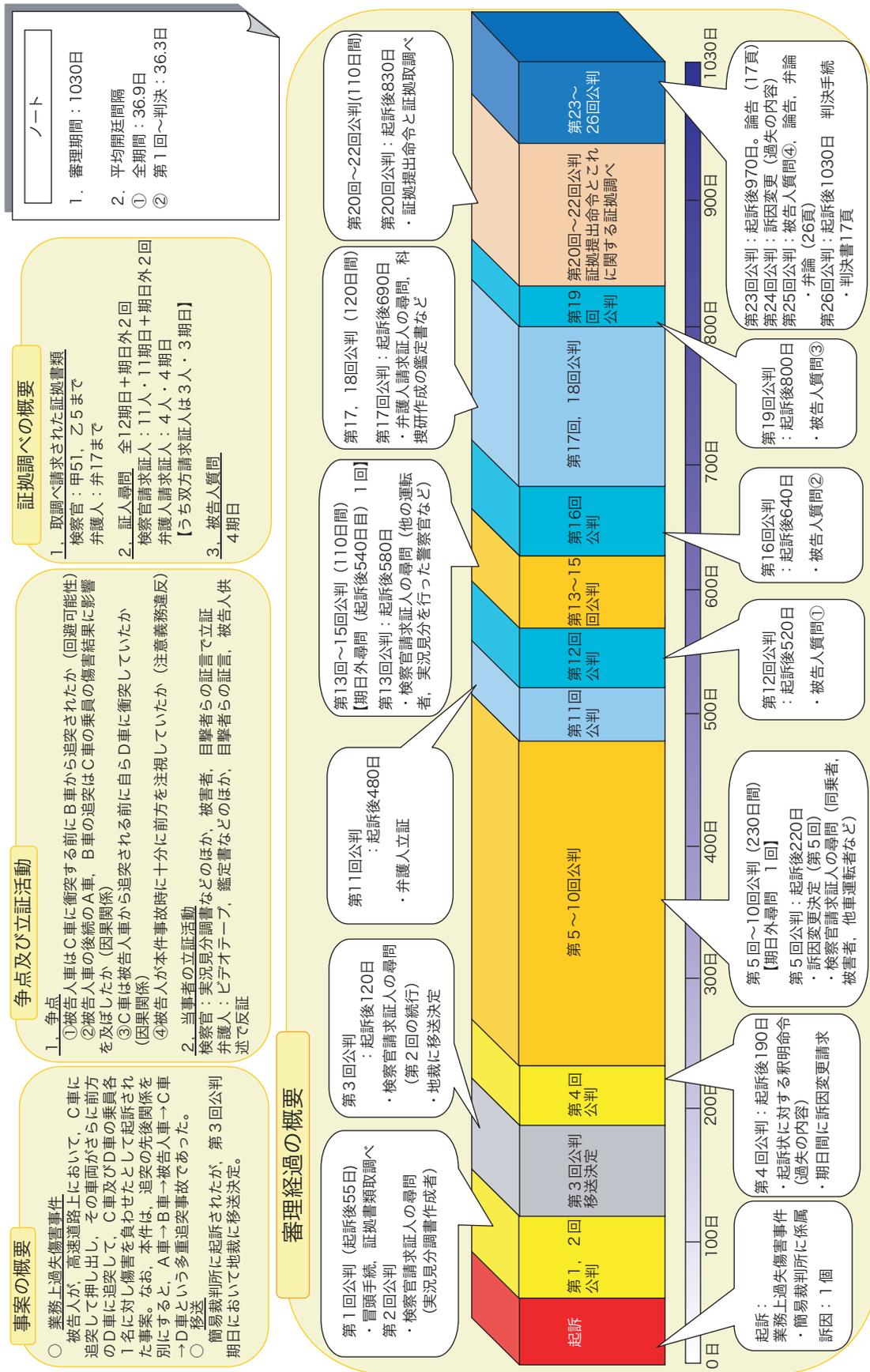
【資料1】否認事件の平均的な審理概要（平成18年）



【資料2】審理期間が2年を超える事件の平均的な審理概要（平成18年）

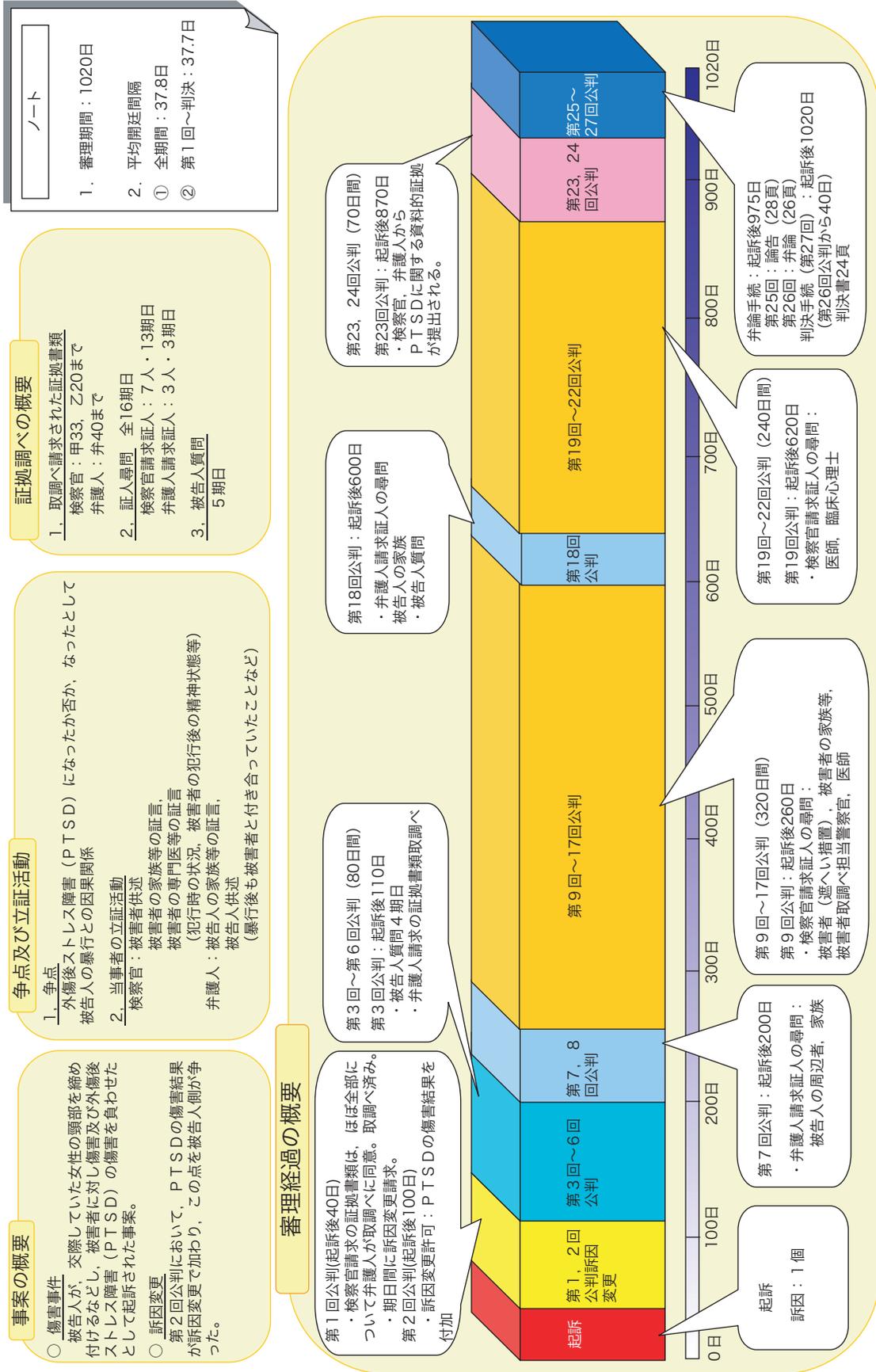


【資料3】パターン・ア（争点が多数にわたり、証拠調べが多数回に及んだ事例）



※ 第a回～b回公判（xx日）とあるのは、第a回公判の前の公判期日の翌日から第b回公判期日までの期間をxx日として表している。

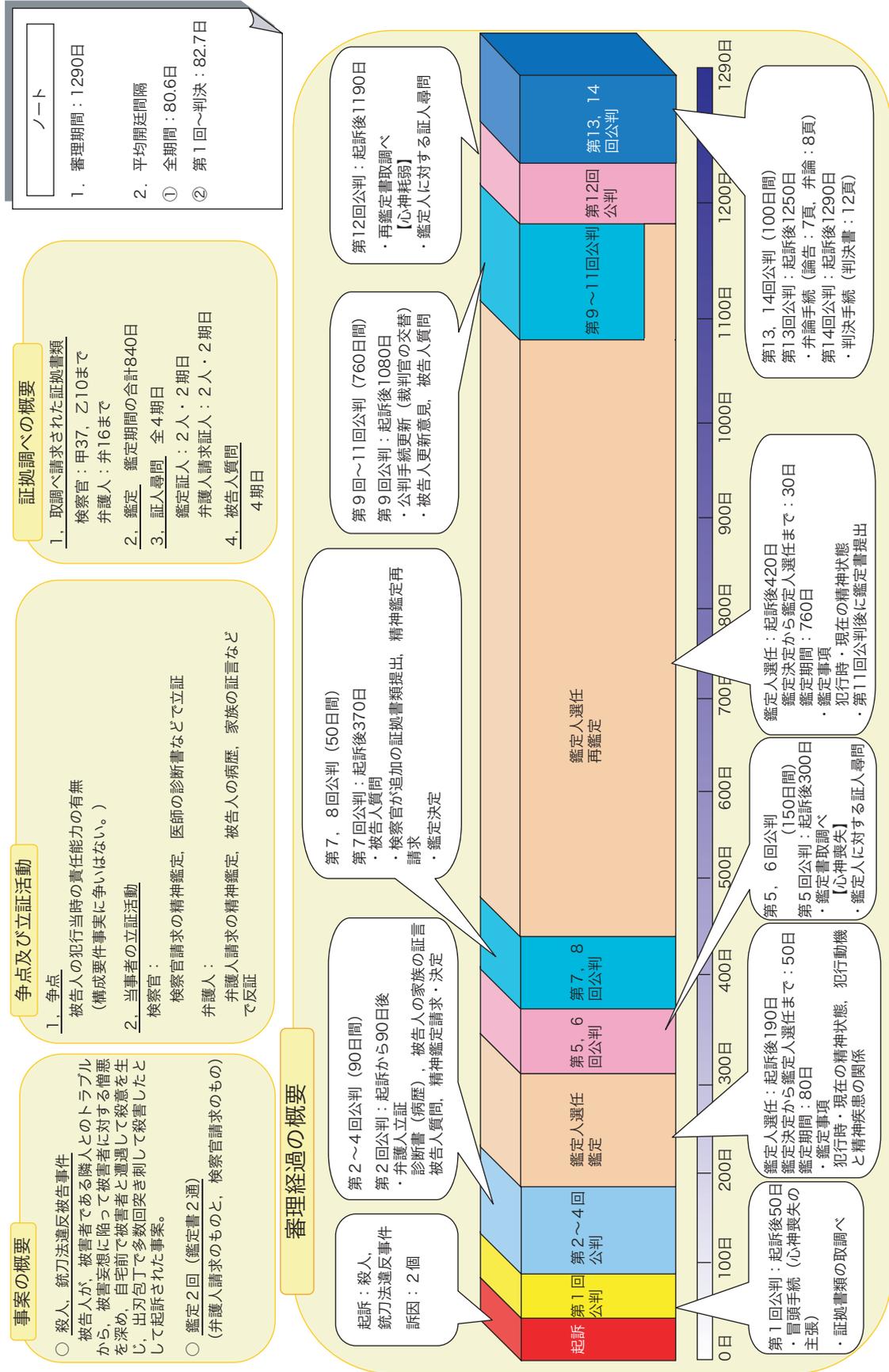
【資料4】パターン・イ (争点は少ないが、その立証に多数の証拠が必要となった事例)



※ 第a回~b回公判 (xx日) とあるのは、第a回公判の前の公判期日の翌日から第b回公判期日までの期間をxx日として表している。

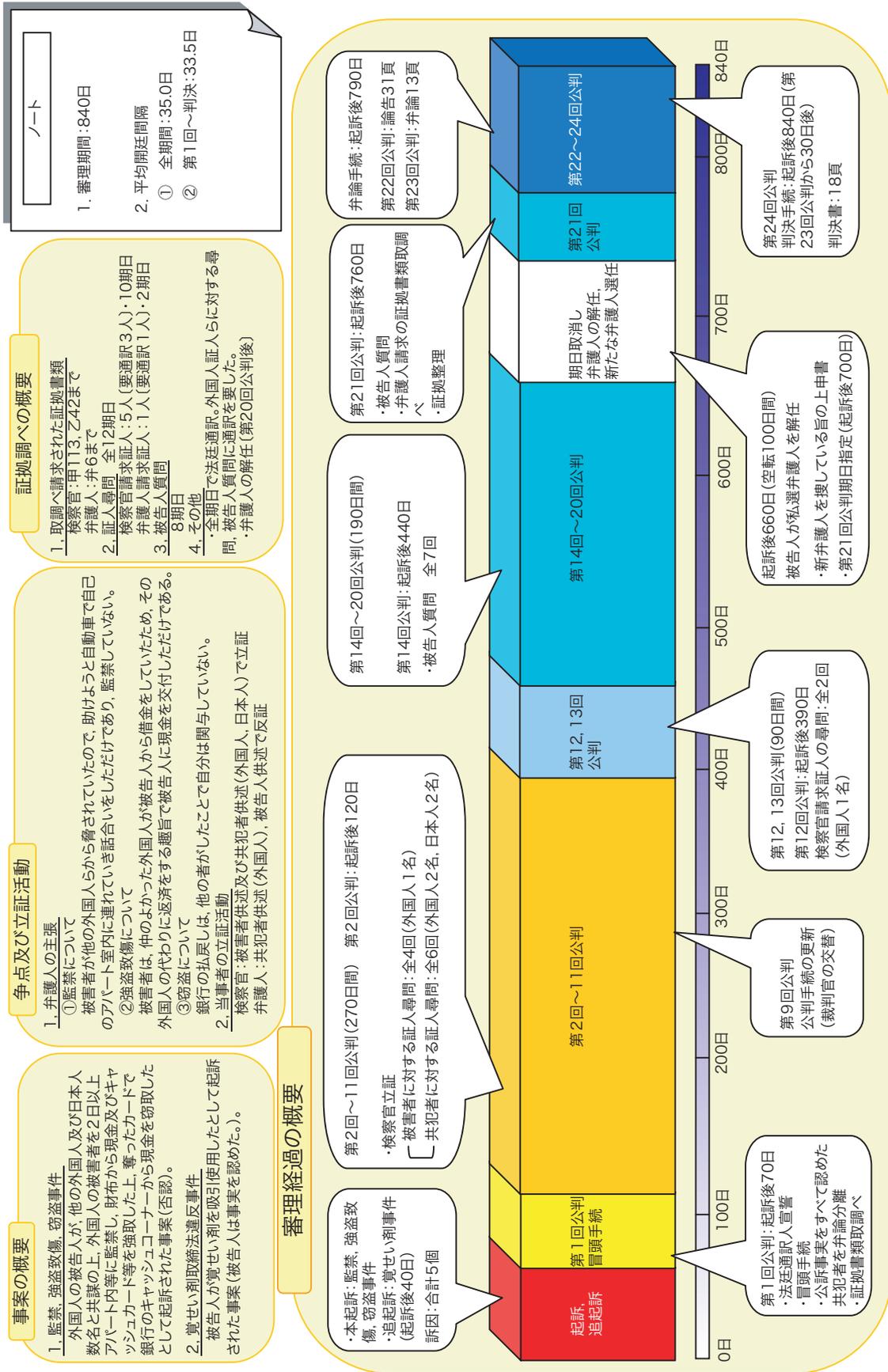


【資料5】パターン・ウ（鑑定等に期日を要した事例）



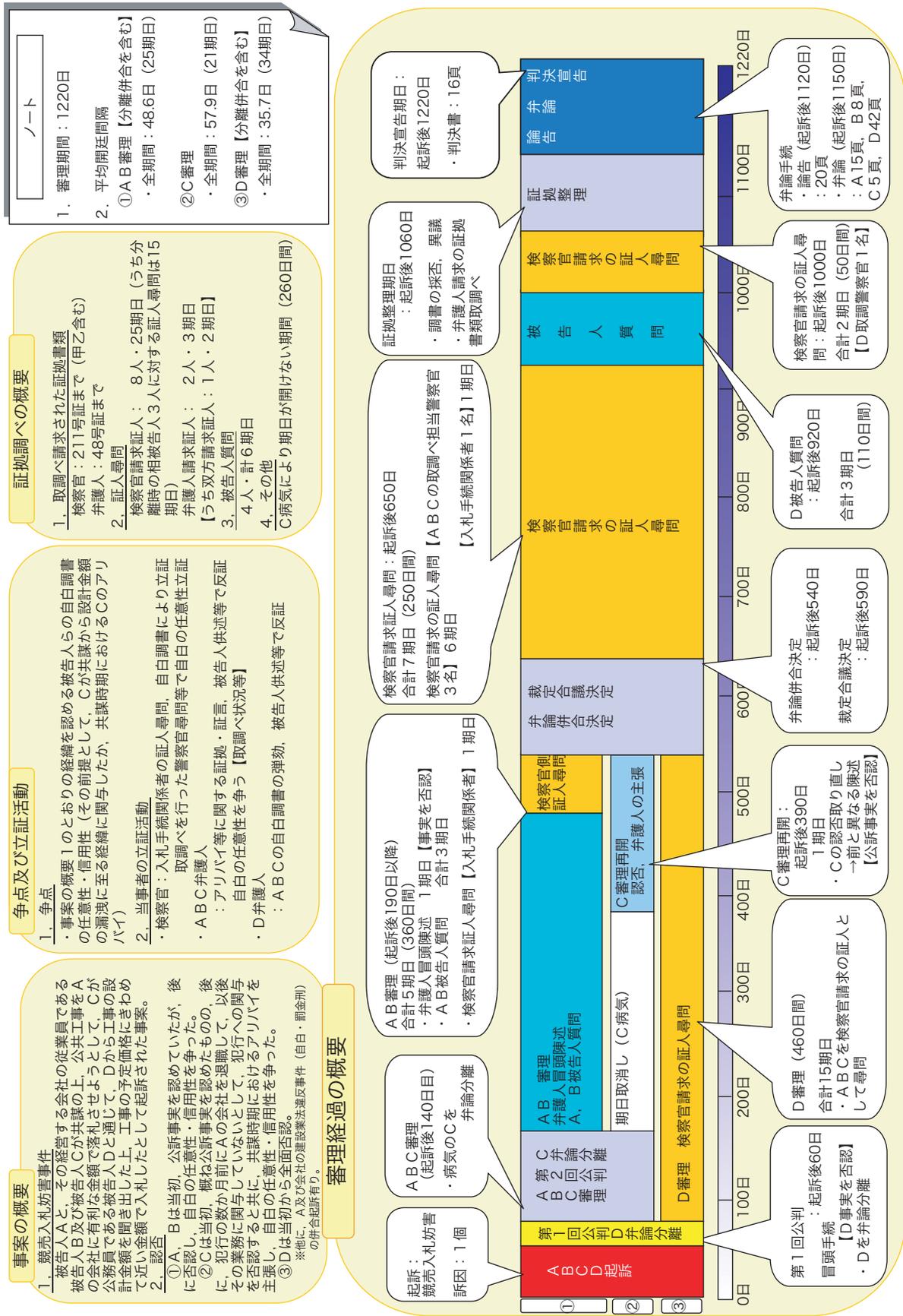
※ 第a回～b回公判（xx日）とあるのは、第a回公判の前の公判期日の翌日から第b回公判期日までの期間をxx日として表している。

【資料6】パターン・エ（訴訟進行が円滑にいかなかった事例）



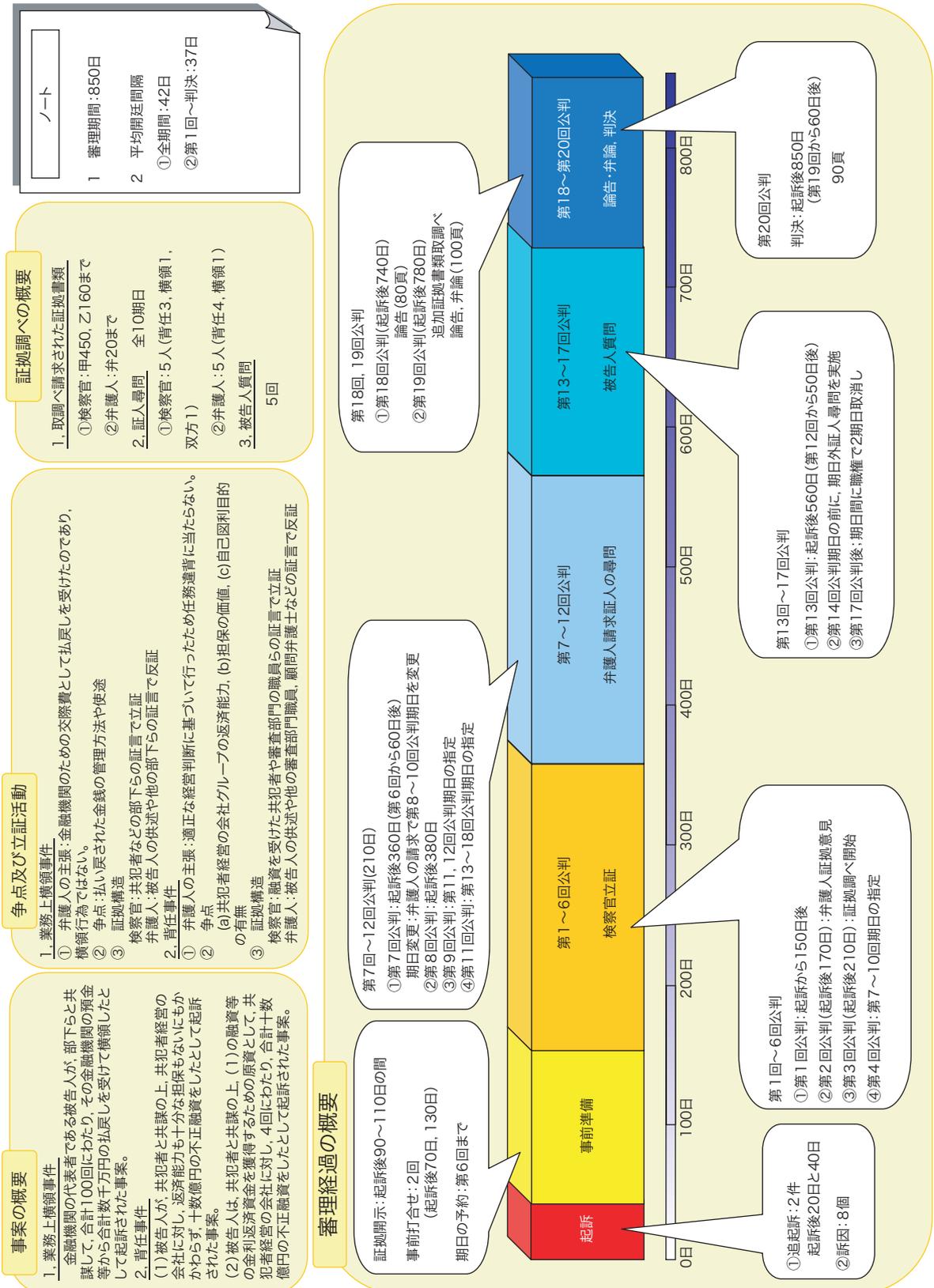
※ 第a回~b回公判(××日)とあるのは、第a回公判の前の公判期日の翌日から第b回公判期日までの期間を××日として表している。

【資料7】パターン・オ (被告人多数のため審理に時間を要した事例)



※ (××日間) とあるのは、前の公判期日の翌日からその審理に要した最後の期日までの期間を表している。

【資料8】バターン・カ（事案が複雑な財政経済事件）



※ 第a回～b回公判 (x×日) とするのは、第a回公判の前の公判期日の翌日から第b回公判期日までの期間をx×日として表している。